# 特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画の概要

# (1)計画策定・改定

平成19年3月策定

平成24年3月改定(環境省告示の延長に伴う改定)

# (2) 防除を行う期間

平成19年5月2日から令和3年3月31日まで ※目標が達成されるまで必要に応じ計画期間を見直す。

### (3) 防除の対象

アカゲザル、アカゲザルとニホンザルとの交雑個体

#### (4) 防除区域

- ①集中防除区域 (アカゲザル母群が生息する区域 (館山市・南房総市))
- ②その他の区域(アカゲザル等ハナレザルが確認された区域)

## (5) 防除の目標

集中防除区域では、アカゲザル等の速やかな全頭捕獲を目標とし、併せて農作物被害を削減・防ぐことを目標とする。

その他の区域では、生息状況を把握するとともに、できる限り迅速な全頭捕獲を目標として、予防的視点から防除対象とする。

# (6) 捕獲方法

生息状況を把握しながら、集中防除区域において大型オリによる捕獲を実施 その他の区域で生息が確認された場合は、既存の事業により捕獲を実施

# (7)農地等の管理

農作物被害の削減・防除のために、農地や農村環境整備(放置農作物や生ごみの排除)をはかる。

### (8) 普及啓発

アカゲザルの防除事業について、重要な施策であることを多様なメディアを 活用して県民に啓発する。また、地域住民には防除の内容、計画、目標などの 詳細について啓発する。

## (9) 防除の実施体制

計画の実施にあたっては、地元市、地域住民、農業者、農業者団体、自然保護 団体、研究機関等が連携して進める。

集中防除区域では、アカゲザル等防除連絡会を活用し、情報収集、被害状況の 把握、情報の共有などに努める。

# (10) 捕獲個体の個体情報の科学的分析

日本霊長類学会等の協力を得て、繁殖の状況、感染症等の状況、交雑の状況等について調査を行う。

捕獲個体の処理、解剖検査を行い、試料を一時的に冷凍保存・保管し、捕獲 個体の骨標本を作成できる施設の整備を行う。

生物学的個体情報分析方法と必要技術を、県の関係機関やNGOに移転できる体制整備を図る。